

News Release

平成23年4月22日

社員の懲戒処分等について

弊社豊田事業所においては、昨年11月及び12月の漏洩事故等について豊田市から管理監督体制、危機管理体制等に係る改善について指導を受けたことから、本年初めから3月3日まで操業を自主停止し、総点検を行いました。

弊社としましては、地域の関係者の皆様の信頼を損ねたことについて重く受け止めるとともに、今後の安全な操業を確実にするため、下記のとおり関係者の処分等を行いました。

今後とも、当社の事業につきまして引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 社員の処分等

(1) 懲戒処分

事業所運転の責任者である豊田事業所長を、戒告処分としました。

(2) 嚴重注意

豊田事業所及び本社の担当責任者計4名に対し、嚴重注意を行いました。

2. 取締役の対応

経営責任を明らかにするため、取締役（社長、管理担当、事業担当 計3名）は、3ヶ月間、報酬の10分の1を返上します。

以上

<連絡先>

日本環境安全事業株式会社

管理部長 小川 晃範 (03 - 5765 - 1911)

管理部総務課長 水取 周隆 (03 - 5765 - 1911)